

いわき市街区基準点及び復興・復旧補助基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき、いわき市が管理する街区基準点及び復興・復旧補助基準点の取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、街区基準点の有効な利活用を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、街区基準点及び復興・復旧補助基準点とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 街区三角点（公共基準点 2級相当）
- (2) 街区三角点節点（公共基準点 3級相当）
- (3) 街区多角点（公共基準点 3級相当）
- (4) 街区多角点節点（公共基準点 4級相当）
- (5) 街区点補助点（公共基準点 4級相当）
- (6) 復旧・復興補助基準点（公共基準点 2級又は3級相当）

(管理の主体)

第3条 街区基準点及び復興・復旧補助基準点の管理者は市長とし、主管課は農林水産部 林業振興課（以下「主管課」という）とする。

(管理保全)

第4条 街区基準点及び復興・復旧補助基準点の管理保全は、この要綱及び測量法第34条で定める作業規定の準則に基づき適切に行うものとする。

(街区基準点及び復興・復旧補助基準点の使用手続)

第5条 街区基準点及び復興・復旧補助基準点を使用する者は、あらかじめ「街区基準点及び復興・復旧補助基準点使用承認申請書」（様式第1号）により市長へ申請し、「街区基準点及び復興・復旧補助基準点使用承認書」（様式第2号）の使用承認を受けるものとする。また、使用後には「街区基準点及び復興・復旧補助基準点使用報告書」（様式第3号）により使用結果を報告するものとする。

- 2 街区基準点を使用する者は、「街区基準点及び復興・復旧補助基準点使用承認書」を携行し、土地所有者等からの請求があった場合は、これを呈示しなければならない。

(工事施工の届出)

第6条 街区基準点及び復興・復旧補助基準点付近で次の工事を行う者（以下「工事施工者」という。）は主管課と、保全のための措置を講じる協議を行わなければならない。（様式第8号及び様式第9号）

- (1) 掘削底面端から45度の線の内側に街区基準点及び復興・復旧補助基準点の構造物

が入る掘削工事等

- (2) 車輛及び重機等の振動が街区基準点及び復興・復旧補助基準点に直接又は間接的に影響を与えるおそれがある工事等
- (3) その他街区基準点及び復興・復旧補助基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

(一時撤去及び移転)

第7条 工事施工者が街区基準点及び復興・復旧補助基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ「街区基準点及び復興・復旧補助基準点（一時撤去・移転）承認申請書」（様式第4号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない（様式第5号）。

- 2 街区基準点及び復興・復旧補助基準点の設置されている土地、建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の都合により街区基準点及び復興・復旧補助基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は「街区基準点及び復興・復旧補助基準点（一時撤去・移転）請求書」（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(機能の回復)

第8条 工事施工者が街区基準点及び復興・復旧補助基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合は、原則として当該街区基準点及び復興・復旧補助基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

- 2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は、主管課と協議のうえ変更するものとする。

(機能回復の施工者)

第9条 街区基準点及び復興・復旧補助基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、土地所有者等による街区基準点及び復興・復旧補助基準点の一時撤去、移転の請求があった場合は主管課と協議することとする。

- 2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続きは、測量法第36条、同37条第3項、第40条その他関係法令に基づき工事施工者が行い、主管課に確認を得ることとする。

(設置工事)

第10条 工事施工者等は設置位置及び設置方法について、舗装復旧前に主管課と協議しなければならない。

- 2 原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は主管課と協議するものとする。
- 3 設置工事がしゅん工したときは、工事施工者は速やかに「公共基準点設置工事しゅん工報告書」（様式第7号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

4 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再度検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第11条 街区基準点及び復興・復旧補助基準点の移転等工事に要する費用（既設の街区基準点及び復興・復旧補助基準点の取り壊し費用を含む。）及び街区基準点及び復興・復旧補助基準点の測量作業に要する費用は、土地所有者等の請求による場合を除き、原則工事施行者の負担とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 4月 1日から施行する。